

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び
労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 11 号）が、令和 3 年 1 月 26 日付けで公布され、令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されることとなった。

また、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 44 号）が、令和 3 年 2 月 26 日付けで公布、令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本事項

(1) 改正の趣旨及び概要

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）において、労働者以外の者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないが、第 83 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年 12 月 23 日）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされ、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号。以下「令和 2 年改正法」という。）に係る衆議院附帯決議において「特別加入制度について、・・・社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。」とされ、また、成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する」とされた。

また、令和 2 年改正法により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）（以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）において、創業支援等措置が新設され、当該措置に係る規定については令和 3 年 4 月 1 日付け施行されることとなっている。創業支援等措置については、令和 2 年改正法に係る参議院附帯決議において、「特別加入制度について・・・社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作

業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。」とされた。

これらを踏まえ、国民に対する意見募集を実施し、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において関係団体からのヒアリング及び当該ヒアリングを踏まえた議論が行われたことを踏まえ、特別加入制度の対象として、下記の事業及び作業を新設することとした。

- ・柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条に規定する柔道整復師が行う事業
- ・改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業
- ・放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業
- ・アニメーションの制作の作業

なお、令和3年3月31日以前に発生した負傷、疾病、傷害又は死亡に起因する業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例によるものとする。

（2）実施時期

新設に関する省令改正は、令和3年4月1日から施行される。

2 柔道整復師に係る特別加入の新設（労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第46条の17第8号関係）

（1）加入対象事業

柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業。

（2）加入対象者

ア 労働者以外の者で、（1）の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者。

イ 労働者以外の者で、上記アが行う事業に常態として従事する者。

（3）保険料率及び特定業種区分

第2種特別加入保険料率は1000分の3、事業の種類番号は特8とされた（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第23条及び別表第5）。

（4）特別加入の手続

特別加入の手続は、一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者（以下「一人親方等」という。）及び特定作業従事者に係る特別加入の手続と同様とする（昭和40年11月1日付け基発第1454号（以下「基本通達」という。）の記の第2の4、6（2）、7及び8参照）ほか、後記6、7によること。

（5）災害の認定基準

ア 業務災害の認定

（ア）業務遂行性は次の行為を行う場合に認めるものとする。

a 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う施術及びこれに直接附帯する行為（「直接附帯する行為」とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）

b 作業のための準備・後始末、機械等の保管、事務作業等を通常行っている場所における作業及びこれに直接附帯する行為

（注）自宅等で行う場合については、特に私的行為、恣意的行為ではないことを十分に確認で

きた場合に業務遂行性を認めるものとする。

c 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(イ) 業務起因性は、労働者の場合に準ずること。

イ 通勤災害の認定

柔道整復師の住居と就業の場所との間の往復の実状等から、通勤災害についても労災保険の対象とし、通勤災害の認定については、労働者の場合に準ずること。

(6) 中小事業主等の特別加入との関係

労働者を使用して事業を行う柔道整復師が特別加入する場合は、労災則第46条の17第8号に基づく特別加入はできないため、労災保険法第33条第1号に基づく中小事業主として特別加入すること。

3 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者に係る特別加入の新設（労災則第46条の17第9号関係）

(1) 加入対象事業

改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業（ただし、労災則第46条の17第1号から第8号までにおいて規定する事業及び労災則第46条の18各号において規定する作業に該当する事業を除く。）。

(2) 加入対象者

ア 労働者以外の者であって、改正高年齢者雇用安定法に基づき（1）の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者。

イ 労働者以外の者で、上記アが行う事業に常態として従事する者。

(3) 保険料率及び特定業種区分

第2種特別加入保険料率は1000分の3、作業の種類番号は特9とされた（徴収則第23条及び別表第5）。

(4) 特別加入の手続

ア 特別加入の手続は、一人親方等及び特定作業従事者に係る特別加入の手続と同様とする（基本通達の記の第2の4、6（2）、7及び8参照）ほか、後記6、7によること。

イ 加入申請者たる団体における災害防止措置については、当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を定め、これを記載した書類を特別加入申請書に添えて提出することとしているが（労災則第46条の23第3項第2号）、今後新たに特別加入の対象となった創業支援等措置に基づく事業については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年基安発0316第1号）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）第4条の5に基づき事業主が創業支援等措置を講ずる場合に作成する計画の安全・衛生に係る項目に基づいた内容の災害防止規定を定めることとする。

(5) 災害の認定基準

ア 業務災害の認定

(ア) 業務遂行性は次の行為を行う場合に認めるものとする。

a （1）に規定する事業の遂行に係る作業及びこれに直接附帯する行為

b 作業のための準備・後始末、事務作業等を通常行っている場所における作業及びこれに直接附帯する行為

(注) 自宅等で行う場合については、特に私的行為、恣意的行為ではないことを十分に確認できた場合に業務遂行性を認めるものとする。

c 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上

(イ) 業務起因性は、労働者の場合に準ずること。

イ 通勤災害の認定

創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者の住居と就業の場所との間の往復を想定し、通勤災害についても原則として労災保険の対象とし、通勤災害の認定については、労働者の場合に準ずること。

なお、通勤に該当するかどうかについては、実態をみて判断すること。

(6) 中小事業主等の特別加入との関係

労働者を使用して創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者が特別加入する場合は、労災則第46条の17第9号に基づく特別加入はできないため、労災保険法第33条第1号に基づく中小事業主として特別加入すること。

(7) 一人親方等及び特定作業従事者との関係

(1) ただし書きのとおり、労災則第46条の17第1号から第8号まで及び労災則第46条の18各号において規定される事業又は作業に該当する事業については、創業支援等措置に基づく事業としては、業務遂行性が認められない。

従って、創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者であっても、労災則第46条の17第1号から第8号までにおいて規定する事業及び労災則第46条の18各号において規定する作業のいずれかに従事する者に該当する場合には、当該事業又は作業に係る特別加入者として申請をすることになる。

また、業務遂行性の範囲については、重複加入する際にも留意が必要である。例えば創業支援等措置に基づき農業を行う場合、労災則第46条の18第1号において規定される特定農作業及び指定農業機械作業については、創業支援等措置に係る特別加入において業務遂行性は認められないが、特定農作業従事者又は指定農業機械作業従事者として重複加入をすることにより業務遂行性が認められることとなる。

4 芸能関係作業従事者に係る特別加入の新設(労災則第46条の18第6号関係)

(1) 加入対象作業

放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業(ただし、労災則第46条の17第2号に規定する土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(以下「建設の事業」という。)に該当する作業及び労災則第46条の18第7号に規定するアニメーションの制作の作業を除く。)

(2) 加入対象者

労働者以外の者であって、(1)に係る作業を行う者を加入対象者とする。具体的には以下の職種が想定されるが、当該特別加入者の承認に当たっては、職種を限定するものではないため、業務内容等の実態をみて判断すること。

ア 芸能実演関係

俳優(舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等)、舞踊家(日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等)、音楽家(歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等)、演芸家(落語家、漫才師、

奇術師、司会、DJ、大道芸人等)、スタント、その他類似の芸能実演に係る作業に従事する者
イ 芸能製作関係

監督(舞台演出、映像演出)、撮影、照明、音響・効果、録音、大道具、美術装飾、衣装、メイク、結髪、スクリプター、アシスタント、マネージャー、その他類似の芸能製作に係る作業に従事する者

(3) 保険料率及び特定業種区分

第2種特別加入保険料率は1000分の3、作業の種類番号は特21とされた(徴収則第23条及び別表第5)。

(4) 特別加入の手続

ア 特別加入の手続は、一人親方等及び特定作業従事者に係る特別加入の手続と同様とする(基本通達の記の第2の5、6(2)、7及び8参照)ほか、後記6、7によること。

イ 加入申請者たる団体における災害防止措置については、当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を定め、これを記載した書類を特別加入申請書に添えて提出することとしているが(労災則第46条の23第3項第2号)、今般新たに特別加入の対象となった芸能関係作業従事者の団体については、「テレビ番組等の制作の作業における労働災害の防止について」(平成元年3月13日付け基発第117号)及び「映画、テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止について」(平成10年11月18日付け事務連絡)に基づいた内容の災害防止規定を定めることとする。

(5) 災害の認定基準

ア 業務災害の認定

(イ) 業務遂行性は、次の行為を行う場合に認めるものとする。

a 契約に基づき報酬が支払われる作業(以下「契約による作業」という。)のうち(1)に規定する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注1)「音楽、演芸その他芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業」とは、芸能に関し依頼を受け契約を締結してから最終的な成果物の提供(演出及び企画を含む。)に至るまでに必要となる作業をいう。ただし、自宅等で行う場合については、特に私的行為、恣意的行為ではないことを十分に確認できた場合に業務遂行性を認めるものとする。

例)俳優・声優における打ち合わせ、稽古、リハーサル、公演、撮影、宣伝活動等
プロデューサーにおける会議、撮影場所・ロケ撮影現場の下見、撮影指示等

(注2)大規模な舞台や大道具を製作するに当たり、建設の事業の様態を伴って行う作業については、加入対象作業から除外されているため業務遂行性は認められないが、舞台上に設置できる程度の大道具、背景等を製作する作業及びその製作物を建設の様態を伴わずに設置する作業については、業務遂行性が認められる。

(注3)スタント等の危険を伴う作業については、故意に安全装置を無効化させる等の積極的行為が無ければ、支給制限の対象とならない。

b 契約による作業に必要な移動行為を行う場合(通勤災害の場合を除く)

例)テレビ局からロケ撮影現場への移動、映画撮影における撮影場所の移動等

(イ)業務起因性は、労働者の場合に準ずること。

イ 通勤災害の認定

芸能関係作業従事者の住居と就業の場所との間の往復の実状等から、通勤災害についても労災保

除の対象とし、通勤災害の認定については、労働者の場合に準ずること。

(6) 中小事業主等の特別加入との関係等

ア 中小事業主等の特別加入との関係

芸能の事業における中小事業主等の特別加入と今般新設する芸能関係作業従事者に係る特別加入とは、それぞれの加入要件を満たせば、本人の選択によりいずれにも特別加入できることとなるが、重複加入は認められない。したがって、芸能の事業に関し中小事業主等として特別加入している者が、芸能関係作業従事者として特別加入する場合（あるいは逆の場合）は、委託解除届を確認する等、重複期間が生じないように留意すること。

なお、誤って重複加入した場合は、先に加入した特別加入が優先し、後から手続した特別加入に係る保険関係は無効となることに十分留意し、芸能関係作業従事者に係る特別加入の申請を受け付ける際には、特別加入予定者が中小事業主等として特別加入していないか確認の上、中小事業主等として特別加入している者がある場合は、必ずその脱退の申請又は届出を同時に提出するよう指導すること。

イ 建設の事業に係る特別加入との関係

労災則第46条の17第2号に規定する建設の事業に該当する作業と、芸能関係作業従事者に係る作業については、それぞれ別の作業であり、その業務遂行性が認められる範囲が異なることから、労災保険法第35条第2項に規定される重複加入の制限はされない。したがって、建設の事業の様態を伴って大規模な舞台や大道具の製作を行う作業と、建設の様態を伴わずに舞台上に設置できる程度の大道具、背景等を製作・設置する作業の両方を行う者について、それぞれの作業で労災保険の適用を受けるためには、それぞれで特別加入をしていることが必要となる。

よって、新たに特別加入申請書を提出する特別加入団体に対しては、当該事項について積極的に周知すること。

ウ アニメーション制作作業従事者に係る特別加入との関係

下記5において後述する今回新設のアニメーション制作作業従事者に係る特別加入(労災則第46条の18第7号)と、芸能関係作業従事者に係る特別加入についてはそれぞれ別の作業であり、その業務遂行性が認められる範囲が異なることから、労災保険法第35条第2項に規定される重複加入の制限はされない。

なお、芸能関係作業又はアニメーション制作作業のいずれに該当するかの判断及び業務遂行性の判断に際しては、従事する作業の成果物によって判断すること。

成果物に関する実例は以下のとおり。

(ア) 芸能関係作業に該当する成果物

実写映画及び放送番組（広告放送を含む。）の製作、舞台公演等を目的としたものであって、芸能実演関係の作業を行う者が関係するもの。

(イ) アニメーション制作作業に該当する成果物

アニメーション映画及びアニメーションを主に使用した放送番組（広告放送を含む。）等

エ 芸能関係作業とアニメーション制作作業のどちらも行う者に係る対応

上記ウのとおり、芸能関係作業従事者とアニメーション制作作業従事者については、その業務遂行性が認められる範囲が異なるため、芸能関係作業とアニメーション制作作業のどちらも行う場合において、それぞれの作業で労災保険の適用を受けるためには、それぞれで特別加入をして

いることが必要となる。

よって、新たに特別加入申請書を提出する特別加入団体に対しては、当該事項について積極的に周知すること。

5 アニメーション制作作業従事者に係る特別加入の新設（労災則第46条の18第7号関係）

（1）加入対象作業

アニメーションの制作の作業（ただし、労災則第46条の18第6号に規定する芸能関係の作業を除く。）

（2）加入対象者

労働者以外の者であって、（1）に係る作業を行う者を加入対象者とする。具体的には以下の者が想定されるが、当該特別加入者の承認に当たっては、職種を限定するものではないため、業務内容等の実態をみて判断すること。

ア アニメーション制作関係

キャラクターデザイナー、作画、絵コンテ、原画、動画、背景、その他類似する作業を行う者

イ アニメーション演出関係

監督（アニメ映画監督、作画監督、美術監督等）、演出家、脚本家、編集（音響、編集等）、その他類似する作業を行う者

（3）保険料率及び特定業種区分

第2種特別加入保険料率は1000分の3、作業の種類番号は特22とされた（徴収則第23条及び別表第5）。

（4）特別加入の手続

特別加入の手続は、一人親方等及び特定作業従事者に係る特別加入の手続と同様とする（基本通達の記の第2の5、6（2）、7及び8参照）ほか、後記6、7によること。

（5）災害の認定基準

ア 業務災害の認定

（ア）業務遂行性は、契約による作業のうち（1）に規定する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合に認めるものとする。

（注）「アニメーションの制作の作業」とは、アニメーションの制作に関し、依頼を受け契約を締結してから最終的な成果物の提供に至るまでに必要となる作業をいう。ただし、自宅等で行う場合については、特に私的行為、恣意的行為ではないことを十分に確認できた場合に業務遂行性を認めるものとする。

（イ）業務起因性は、労働者の場合に準ずること。

イ 通勤災害の認定

アニメーション制作作業従事者の住居と就業の場所との間の往復の実状等から、通勤災害についても労災保険の対象とし、通勤災害の認定については、労働者の場合に準ずること。

（6）中小事業主等の特別加入等との関係

ア 中小事業主等の特別加入との関係

アニメーション制作の事業における中小事業主等の特別加入と今回新設のアニメーション制作作業従事者に係る特別加入とは、それぞれの加入要件を満たせば、本人の選択によりいずれにも特別加入できることとなるが、重複加入は認められない。したがって、アニメーション制作の事業に関し中小事業主等として特別加入している者が、アニメーション制作作業従事者として特別加入す

る場合（あるいは逆の場合）は、委託解除届を確認する等、重複期間が生じないように留意すること。

なお、誤って重複加入した場合は、先に加入した特別加入が優先し、後から手続した特別加入に係る保険関係は無効となることに十分留意し、アニメーション制作作業従事者に係る特別加入の申請を受け付ける際には、特別加入予定者が中小事業主等として特別加入していないか確認の上、中小事業主等として特別加入している者がある場合は、必ずその脱退の申請又は届出を同時に提出するよう指導すること。

イ 芸能関係作業従事者に係る特別加入との関係

上記4において前述した今回新設の芸能関係作業従事者に係る特別加入(労災則第46条の18第6号)と、アニメーション制作作業従事者に係る特別加入についてはそれぞれ別の作業であり、その業務遂行性が認められる範囲が異なることから、労災保険法第35条第2項に規定される重複加入の制限はされない。

なお、芸能関係作業従事者又はアニメーション制作作業従事者のいずれに該当するかの判断及び業務遂行性の判断については、上記4（6）ウ記載のとおり。

また、芸能関係作業とアニメーション制作作業のどちらも行う者における対応については、上記4（6）エ記載のとおり。

6 新設した事業・作業に係る共通事項及び当面の事務処理について

(1) 共通事項

ア 保険給付の請求

保険給付に関する事務は、当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うこと(労災則第1条第3項)。

イ 保険給付の支給制限

保険給付の支給制限については、昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の記の第2によること。

ウ 特別加入団体及び特別加入者の申請受理の特例

令和2年度中に特別加入申請書（「加入を希望する日」が令和3年4月1日以降とされているものに限る。）及び当該団体に係る関係書類の提出があった場合は、これを受理することとし、令和3年4月1日以降で特別加入団体が設立したものについては、当該設立日以降に特別加入者の承認を行うこと。

(2) 当面の事務処理

ア 労働者性に係る周知

特別加入申請書の提出があった場合は、特別加入団体に対し、形式上は「請負」や「委任」の契約形態であったとしても、実態として労働者と同様の働き方をする場合には、労働者として保護される旨を積極的に周知すること。

イ 特別加入団体における被災状況等の把握に係る周知

団体の構成員たる特別加入者が被災した場合は、特別加入団体において、特別加入者から聞き取りを行う等により災害発生状況の把握に努め、実態を踏まえた災害防止措置を行うよう積極的に周知すること。

ウ 特別加入システム等における機械処理

特別加入システム及び労災サブシステムにおける機械処理については別途通知する。

7 特別加入団体が事務処理を行う区域について

基本通達第2の6(2)ホの特別加入団体が事務処理を行うことができる区域(以下「区域」という。)については、平成31年3月28日付け基発0328第1号等において定めているところ。今般、当該区域を超えるブロック(別紙)において、当該団体を通じた特別加入者がいる場合、当該ブロックにおいて、少なくとも年に一回以上、当該団体が災害防止等に関する研修会等(双方向の質疑応答を含むオンライン形式を含む。)に参加する機会を当該特別加入者に提供することを申し出た場合に限り、令和3年4月1日以降は当該団体が区域を超えて事務処理を行うことができるよう改正する。

なお、既存の団体でも、申し出があれば区域を超えて事務処理を行うこととして差し支えない。

詳細については、別途通知する。

8 関係通達の改正

(1) 昭和40年11月1日付け基発第1454号通達の改正

別添1のとおり。

(2) 昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の改正

別添2のとおり。

(3) 平成21年12月28日付け基発1228第4号通達の改正

別添3のとおり。

別紙

ブロック	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
中部	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西	滋賀県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

	基 発 第 1 4 5 4 号	改正	基 発 0 3 2 5 第 6 号
	昭和40年11月 1 日		平成23年 3 月 2 5 日
改正	基 発 第 1 5 1 号	改正	基 発 0 3 0 1 第 1 号
	昭和49年 3 月 2 5 日		平成25年 3 月 1 日
改正	基 発 第 6 7 1 号	改正	基 発 0 8 0 1 第 1 4 号
	昭和50年11月 1 4 日		平成25年 8 月 1 日
改正	発 勞 徴 第 1 3 号	改正	基 発 1 1 1 8 第 2 号
	基 発 第 1 2 3 号		平成25年11月 1 8 日
	平成 3 年 3 月 1 日	改正	基 発 0 9 3 0 第 1 号
改正	発 勞 徴 第 3 8 号		平成26年 9 月 3 0 日
	基 発 第 2 5 9 号	改正	基 発 0 3 2 5 第 1 1 号
	平成 3 年 4 月 1 2 日		平成27年 3 月 2 5 日
改正	基 発 第 7 7 号	改正	基 発 0 6 1 5 第 2 号
	平成11年 2 月 1 8 日		平成28年 6 月 1 5 日
改正	労働省発勞徴第78号	改正	基 発 0 2 0 8 第 1 号
	基 発 第 6 9 5 号		平成30年 2 月 8 日
	平成11年12月 3 日	改正	基 発 0 3 2 8 第 1 号
改正	基 発 第 2 3 3 号		平成31年 3 月 2 8 日
	平成13年 3 月 3 0 日	改正	基 発 0 3 0 9 第 1 号
			令和 3 年 3 月 9 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)第 2 条の規定の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和40年労働省令第18号)が本年11月 1 日から施行され、及び関係告示(昭和40年労働省告示第45号及び第46号)が行われたので、下記により、その施行事務処理に万全を期せられたい。

なお、今次改正省令については、労働者災害補償保険審議会の答申(別添)において、特に制定及び施行にあたっての基本的態度が明らかにされているので、その趣旨を十分に体して、事務処理に当たられたい。

記

第 1 (削除)

第 2 特別加入

1 趣旨

労災保険は、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対する迅速かつ公正な保護を本来の目的としているが、業務の実情、災害の発生状況等に照らし、実質的に労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとするものである。

2 特別加入者の範囲

特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性(業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性)等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は次のとおりである。

(1) 中小事業主等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)第33条第1号及び第2号)

イ 中小事業主(法第33条第1号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「則」という。)第46条の16)

特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人(金融業、保険業、不動産業、又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の労働者を使用する事業主であつて、事務組合に労働保険事務の処理を委託するもの(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)である。

(イ) 事業主の使用労働者数の算定は、事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主の場合と同様、その使用する労働者の総数が、常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の事業主である。なお、2以上の事業を行う事業主にあつては、各事業の使用労働者数を合計した数によって判断すべきことはいうまでもない。したがって、個々の事業の使用労働者数が常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ) 常時300人、50人又は100人以下の労働者を使用する事業主には、通年1人の労働者を使用する事業主はもちろんのこと、労働者の通年雇用を行わない事業主であっても、年間において相当期間にわたり労働者を使用することを常態とするものも含まれるが、労働者についての保険加入を前提とする制度の趣旨及び法第33条第3号の規定との関連からいって、労働者を使用しないことを常態とする事業主は含まれない。

(ハ) 数次の請負による建設の事業の下請事業を行う事業主も、特別加入の趣旨から、法第33条第1号の「事業主」として取り扱うこととする。

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、日本標準産業分類によることとする。この場合、清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業はこれらの業種に含めないで取り扱うこととする。なお、2以上の異種事業を行う事業主にあつては、それぞれの事業に使用する労働者数を考慮して、いずれの業種に属するかを判断するものとする。

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。

事業主が法人である場合にあつては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これ

に含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付け基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する（昭和40年11月15日付け基災発第18号記の第2の1（2）参照。）。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(法第33条第3号及び第4号)

イ 一人親方その他の自営業者(則第46条の17)

一人親方その他の自営業者であって特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」、「建設の事業(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。）」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」、「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」、「船員法第1条に規定する船員が行う事業」、「柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業」又は「高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業（以下「創業支援等措置に基づく事業」という。）」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいうものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することがあっても妨げない。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、通常個人タクシー業者及び個人貨物運送業者が該当する。

(ロ) 建設の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、大工、左官、とび、石工等いわゆる一人親方が該当するが、特に職種は限定しないこととする。

(ハ) 漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、漁船に乗り組んでその事業を行う者に限られる。

(ニ) 林業の事業、医薬品の配置販売の事業又は再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する(昭和51年9月29日付け労働省発労徴第60号・基発第697号通達の記の1(2)及び昭和55年3月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達(6(2)チにおいて「昭和55年通達」という。)の記の2(1)イ参照)。

(ホ) 船員法第1条に規定する船員が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する(平成21年12月28日付け基発1228第4号通達の記の2(2)参照)。

(ヘ) 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業及び創業支援等措置に基づく事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の2(1)、(2)及び3(1)、(2)参照)。

ロ 一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する者

労働者以外の者で当該事業に常態として従事する者を予定したものである。

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号)

イ 特定農作業従事者(則第46条の18第1号イ)

別途通達する(平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号通達(以下「平成3年通達」という。)の記の第1の2(1)及び(2)参照)。

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤー、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)である(昭和40年労働省告示第46号)。

(ロ) 指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ハ 職場適応訓練生(則第46条の18第2号イ)

別途通達する(昭和41年12月26日付け基災発第29号通達参照)。

ニ 事業主団体等委託訓練生(則第46条の18第2号ロ)

別途通達する(平成元年3月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達(以下「平成元年通達」という。))の記の第2の2(1)参照)。

ホ 家内労働者(則第46条の18第3号)

別途通達する(昭和45年10月12日付け基発第742号通達(以下「昭和45年通達」という。))の記の2の(3)、昭和49年3月23日付け労働省発労徴第17号・基発第142号通達の記の3及び昭和50年3月29日付け基発第174号通達の記の4参照)。

ヘ 労組常勤役員(則第46条の18第4号)

別途通達する(平成3年通達の記の第2の2(1)、(2)及び(3)参照)。

ト 介護作業従事者及び家事支援従事者(則第46条の18第5号)

別途通達する(平成13年3月30日付け基発第233号通達(以下「平成13年通達」という。))の記の第2の2(1)及び(2)並びに平成30年2月8日付け基発0208第1号通達(以下「平成30年通達」という。))の記の第3の2(1)及び(2)参照)。

チ 芸能関係作業従事者(則第46条の18第6号)

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の4(1)、(2)参照)。

リ アニメーション制作作業従事者(則第46条の18第7号)

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の5(1)、(2)参照)。

(4) 海外派遣者(法第33条第6号及び第7号)

別途通達する(昭和52年3月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達(以下「昭和52年通達」という。))の記の10参照)。

3 中小事業主等の特別加入手続

(1) 事務組合に対する労災保険事務の処理の委託(法第33条第1号)

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労働保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2) 加入申請(法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の7)

イ 中小事業主の特別加入は、その使用する労働者に関して成立する保険関係を基礎とし、かつ、労

働者以外でその事業に従事する者との包括加入を前提として認められるものであるから、任意適用事業にあっては、労働者について任意加入の申込みをしないままに中小事業主のみ特別加入することはできない。なお、任意加入の申込みと特別加入の申請とは同時に行うことができる。

ロ 同一の中小事業主が2以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労働保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、1の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、2以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ 中小事業主の行う事業に従事する者は、当該中小事業主とともに包括加入することになるが、その具体的範囲は附款及び申請書により確定することとし、申請書に登載されていない者は、特別加入者として扱わない。もちろん、申請書に登載されていても、法第33条第2号に該当しない者は、特別加入者として扱うことはできない。

したがって、中小事業主及びその事業に従事する者に異動等があった場合には、その旨を遅滞なく、届け出るよう指導されたい(則第46条の19第6項、告示様式第34号の8)。

(3) 業務の内容(則第46条の19第1項第3号、告示様式第34号の7)

中小事業主及びその事業に従事する者については、その業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、申請書について、各人の業務の内容を具体的に明記させるよう指導されたい。

(4) 特別加入の承認等の手続

イ 承認通知

特別加入の申請に対する所轄都道府県労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して30日の範囲内において申請者が加入を希望する日とすることとし、その通知は、別添1の通知書(特様式第1号)により行うこととする。

ロ 不承認通知

特別加入の申請に対する不承認通知は、別添2の通知書(特様式第3号)により行うこととする。

ハ 変更通知

則第46条の19第6項(則第46条の23第4項及び則第46条の25の2第2項により準用する場合を含む。)により届出のあった事項のうち、加入時健康診断を必要とする特別加入者の行う業務内容の変更及び特別加入者の追加については、当初の特別加入の承認の内容の要素となる事項の変更であり、当該当初の特別加入の承認の変更決定がなされない限り効果が生じないため、所轄都道府県労働局長は、当該変更内容を適当と認めるときは、当該届出の日の翌日から起算して30日の範囲内において当該届出を行う者が変更を希望する日付けにより承認内容変更決定を行うこととする。なお、その通知については、当分の間、別添1の通知書(特様式第1号)により行うこととする。

ニ 変更内容の不承認

上記ハの場合において、所轄都道府県労働局長が当該変更内容を不相当と認めるときは、その旨の通知を別添2の通知書(特様式第3号)により行うこととする。

4 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者の特別加入手続

(1) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(以下「一人親方等」という。)の特別加入については、一人親方その他の自営業者の団体を任意適用事業主とみなし、一人親方等を労働者とみなして、任意適用事業の保険関係と全く同じ仕組みによることとしている(法第35条第1項第1号以下)。この場合において、当該団体は、すべて継続事業として取り扱うこととする。なお、当該団体の要件等に

については、後記6(2)によらるたい。

(2) 加入申請(法第35条第1項、則第46条の23、告示様式第34号の10)

一人親方等の特別加入手続に関し、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

イ 加入者(則第46条の23第1項第4号)

一人親方等についても、前記3(2)ハと同様に、保険関係の有無は附款及び申請書により確定することとし、特別加入団体構成員又はその構成員の行う事業に従事する者であっても、申請書に登載されていない者は、特別加入者として取り扱わない。もちろん、申請書に登載されていても、法第33条第3号及び第4号に該当しない者は、特別加入者として取り扱うことはできない。

したがって、一人親方等に異動があった場合には、その旨を遅滞なく届け出るよう指導されたい(則第46条の23第4項、告示様式第34号の8)。

ロ 業務の内容(則第46条の23第1項第4号、告示様式第34号の10)

一人親方等については、その業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、申請書について各人の業務又は作業の内容を具体的に明記させるよう指導されたい。

ハ 業務災害防止措置(則第46条の23第2項)

一人親方等については、その災害防止についての規制措置が未整備であり、そのままの状態では特別加入を認め、補償を行うことには問題がある。このため、一人親方その他の自営業者の団体に対しては、あらかじめ業務災害の防止に関し当該団体が講ずべき措置及び一人親方等が守るべき事項を定めなければならないこととしている。これらの措置及び事項について定めがない場合には、特別加入の承認をしないこととする。

ニ 従来の一入親方団体の取扱いについて

特別加入制度の創設に伴い、従来擬制して保険関係の成立を認めてきた建設の事業の一入親方の団体については、可及的すみやかに新制度に移行させるよう指導されたい。

(3) 特別加入の承認等の手続

上記3(4)と同様とする。

5 特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) 特定農作業従事者

別途通達する(平成3年通達の記の第1の2(4)参照)。

(2) 指定農業機械作業従事者

イ 災害防止措置

加入申請書に添付させるべき業務災害防止措置の内容を記載した書類に関し、一般的事項を別途通達する。

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する上記の3の(4)のハと同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は上記の3の(4)のハに基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3) 職場適応訓練生

職場適応訓練の作業が他の労働者の作業とともに行われるのが通常であり、かつ、当該事業場には労働基準法、労働安全衛生規則等が適用されるので、加入申請書における作業内容の記載及び業務災害防止措置の内容を記載した書類の添付を要しないものとして取り扱われたい。

(4) 事業主団体等委託訓練生

別途通達する(平成元年通達の記の第2の2(2)参照)。

(5) 家内労働者

別途通達する(昭和45年通達の記の3参照)。

(6) 労組常勤役員

別途通達する(平成3年通達の記の第2の2(5)参照)。

(7) 介護作業従事者及び家事支援従事者

別途通達する(平成13年通達の記の第2の2(3)及び平成30年通達の記の第3の2(3)参照)。

(8) 芸能関係作業従事者

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の4(4)参照)。

(9) アニメーション制作作業従事者

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の5(4)参照)。

(10) 海外派遣者

別途通達する(昭和52年通達の記の10(2)参照)。

6 特別加入承認の基準

(1) 中小事業主等の場合

中小事業主等については、当該事業の労働保険事務が事務組合に委託されることのほか、特別加入の承認について特段の制約はないが、当該事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする事業主及びその事業に従事する者については、制度の趣旨及び法第33条第3号との関連からいって、加入を認めないこととする(前記2(1)イ(ロ)参照)。

(2) 一人親方等及び特定作業従事者の場合

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入の承認は、次のすべての基準に適合する場合に行う。

イ 加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の相当数を構成員とするものであること(連合団体は、これに該当しない。)。これに一応該当するものとしては、例えば、全国個人タクシー連合会加盟の単位団体、従来から擬制加入を認めてきた建設の事業の一人親方団体、漁業協同組合、農業協同組合等が考えられる。なお、職場適応訓練生の団体については、別途通達する(昭和41年12月26日付け基災発第29号参照。)

ロ 当該団体は、法人であると否とを問わないが、構成員の範囲、構成員たる地位の得喪の手續等が明確であることその他団体の組織運営方法等が整備されていること。

ハ 当該団体の事業内容が労働保険事務の処理を可能とするものであること。

ニ 当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

ホ 当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として別表に定める区域をこえないものであること。ただし、令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の7で規定するとおり、当該区域を超えるブロックにおいて、当該団体を通じた特別加入者がいる場合、当該ブロックにおいて、少なくとも年に一回以上、当該団体が災害防止等に関する研修会等(双方向の質疑応答を含むオン

ライン形式を含む。)に参加する機会を当該特別加入者に提供することを申し出た場合に限り、令和3年4月1日以降は当該団体が区域を超えて事務処理を行うことができるよう改正する。

なお、既存の団体でも、申し出があれば区域を超えて事務処理を行うこととして差し支えない。

へ 加入申請書の添付書類に記載する業務又は作業の内容は、次の範囲内において各人の業務又は作業の具体的内容を明らかとするものであること。なお、職場適応訓練生については、前記5後段のとおりであること。

(イ) 自動車を使用して行う旅客の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、免許を受けた事業の範囲内において旅客を運送するために事業用自動車を運転する業務

(ロ) 自動車を使用して行う貨物の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、免許を受けた事業の範囲内において貨物を運送するために事業用自動車を運転する業務(運転補助業務を含む。)及びこれに直接附帯する貨物取扱いの業務

(ハ) 建設の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、その者の職種の範囲内において請負契約の目的たる仕事完成のために行う業務

(ニ) 漁船による水産動植物の採捕の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、水産動植物の採捕のために漁船に乗り組んで行う業務

(ホ) 指定農業機械作業従事者にあつては、その使用する農業機械の種類

ト 一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置については、次のとおり取り扱うこと。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業にあつては、道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送車輛法(昭和26年法律第185号)等により安全に関する規制が行われているので、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は原動機付自転車を使用するバイク便事業者がいない団体に限り、必ずしも必要でない。

(ロ) 漁船による水産動植物の採捕の事業にあつては、乗組員の選任、船内作業の安全衛生その他漁船の航行の管理に関する事項を含むものであること。

(ハ) 建設の事業の作業については、別途通達するところによること(昭和40年12月11日付け基災発第20号参照。)

(ニ) 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者の事業については、別途通達するところによること(令和3年3月9日付け基発第1号参照。)

(ホ) 芸能関係作業従事者の作業については、別途通達するところによること(令和3年3月9日付け基発第1号参照。)

チ 再生資源取扱業の一人親方等については、別途通達する(昭和55年通達の記の2(1)ロ及びハ参照)。

7 特別加入の制限(法第35条第2項、則第46条の19第3項等)

一人親方等及び特定作業従事者については、一定の加入制限がある。すなわち、同種の事業又は作業については、2以上の団体の構成員となっても、重ねて特別加入することができない。異種の事業又は作業について2以上の団体に属し、重ねて特別加入することは差し支えない。

また、特別加入を希望する者のうち一定の者について特別加入をする際に健康診断の受診を義務付け、健診結果によっては特別加入を制限することとなっているが、これについては別途通達する(昭和62年3月30日付け基発第175号通達参照)。

さらに、指定農業機械作業従事者及び特定農作業従事者のうち労働者を使用する者については、当該労働者に係る保険関係成立届を提出しない場合に特別加入を制限することになっている(上記5(2)ロ及び平成3年通達の記の第1の2(4)へ参照)。

なお、指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者及び農業の中小事業主等に係る3つの特別加入の関係については、平成3年通達の記の第1の3(2)を参照されたい。

8 特別加入者たる地位の消滅

(1) 脱退(法第34条第2項、法第35条第3項、法第36条第2項、則第46条の21、則第46条の25の3、告示様式第34号の8、告示様式第34号の12)

イ 特別加入した中小事業主は、政府の承認を受けて脱退することができる。脱退の承認申請は、特別加入の承認申請の場合と同様に、労働者以外のもので当該事業に従事する者を包括して行われなければならない。なお、脱退の承認の通知は、別添3の通知書(特様式第1号の2)により、承認年月日は当該特別加入の脱退の申請の日から起算して30日の範囲内において申請者が脱退を希望する日とする。脱退の承認があったときは、当該承認の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取り扱う。また、脱退の不承認の通知は、別添4の通知書(特様式第3号の2)により行うこと。

ロ 特別加入した一人親方等、特定作業従事者及び海外派遣者についても、上記イと同様である。

(2) 特別加入承認の取消し等(法第34条第3項、法第35条第4項、法第36条第2項、則第46条の22、則第46条の25、則第46条の25の3)

中小事業主又は一人親方その他の自営業者若しくは特定作業従事者の団体若しくは海外派遣者が、労災保険法又は同法施行規則の規定に違反した場合において、政府が特別加入の承認を取り消し、又は保険関係の消滅をさせたときは、特別加入者たる地位はその時に消滅する。

特別加入の承認の取消又は保険関係の消滅の通知は、別添5の通知書(特様式第4号)により行うこと。

(3) 自動消滅

イ 特別加入者が法第33条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、それらの者に該当しなくなった時に特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

ロ 中小事業主等の特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係の存続を前提として認められるものである(法第34条第1項)から、当該保険関係が消滅したときは、その消滅の日特別加入者たる地位も、自動的に消滅する。

ハ 一人親方等及び特定作業従事者は、これらの者が特別加入に係る団体の構成員又はその構成員の行う事業に従事する者である限りにおいて特別加入を認められるものである(法第35条第1項)から、当該団体の構成員である特別加入者が当該団体の構成員でなくなったときは、その団体の構成員でなくなった時にその者及びその者の行う事業に従事する者の特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

ニ 一人親方等又は特定作業従事者の団体の解散があったときは、その解散の日の翌日に特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

9 業務上外の認定(法第37条、則第46条の26)

特別加入者の業務又は作業(職場適応訓練作業を除く。)の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、本人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。このことは、法第

33条第1号及び第3号該当者において特に著しい。

このため、特別加入者の業務災害については、一般的な基準の設定が本省局長に委任されたのであり、特別加入者についての業務上外の認定は、加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、本省局長作成の基準に従って行うこととなる。この基準については、別途通達する（昭和40年12月6日付け基発第1591号参照。）。

10 保険給付

(1) 特別加入者も労働者とみなされ、法第3章第1節及び第2節並びに第3章の2の規定による保険給付等を受けることができるが、休業（補償）等給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため「業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について」全部労働不能であることがその支給事由となるものである。

(注) 全部労働不能とは入院中又は自宅就床加療中若しくは通院中であって、上記の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう。

たとえば、建設業の一人親方が請負工事現場(自家内作業場を含む。)における作業及び請負契約のための下見等業務遂行性が認められる行為が行えないことが客観的に認められる場合は、休業（補償）等給付が支給されることとなる。

(2) 保険給付を受ける権利は、その者が特別加入者でなくなっても、変更されない(法第34条第4項、法第35条第5項、法第36条第2項)。

11 給付基礎日額(法第34条第1項第3号、法第35条第1項第6号、法第36条第1項第2号、則第46条の20、則第46条の24、則第46条の25の3)

(1) 特別加入者は賃金を受けないので、その給付基礎日額は、厚生労働大臣が定めることとされているが、具体的には、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円及び25,000円のうちから、都道府県労働局長が定める(則第1条第1項)。なお、家内労働者等については、当分の間、2,000円、2,500円及び3,000円の給付基礎日額も認められる(労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成5年労働省令第5号)附則第2条第3項)。

(2) 給付基礎日額については、事務簡素化の見地からは、事務組合又は一人親方その他の自営業者若しくは特定作業従事者の団体ごとに額が統一されることが望ましいが、具体的決定にあたっては、特別加入者の希望を考慮し、実情に即するよう配慮されたい(告示様式第34号の7、告示様式第34号の10、告示様式第34号の11)。

(3) 給付基礎日額は、加入承認時における決定の後、必要に応じて改定することもできるが、少なくとも1年間は固定しておくこととし、改定にあたっては、あらためて希望を徴することとする。

12 支給制限

支給制限については、特別加入者が、労働者とみなされることにより、法第12条の2の2の規定が適用される。具体的な運用の基準については、別途通達する(昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の記の第2参照)。

13 保険料

(1) 保険料率

イ 中小事業主等については、それらの者がその事業に使用される労働者とみなされるから、当然、

その事業についての保険料率が適用される。

ロ 100人以上の労働者を使用する継続事業に対するメリット制の適用にあたっては、その事業について特別加入した中小事業主等も労働者数に算入される。

ハ 一人親方等及び特定作業従事者については、一人親方その他の自営業者及び特定作業従事者の団体ごとに労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）別表第5（第2種特別加入保険料率表）に定める保険料率が適用される（徴収則第23条）。

(2) (略)

(3) 保険料の納付

イ 特別加入の承認を受けた中小事業主等は、その事業に使用される労働者とみなされるので、中小事業主は労働者とみなされる中小事業主自身及びその事業に従事する者に係る部分の保険料とその事業の本来の労働者に係る部分の保険料とを一括して納付する義務を負う。

ロ 一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料については、特別加入の承認を受けたこれらの者の団体が任意適用事業及びその事業主とみなされ、かつ、これらの者は当該事業に使用される労働者とみなされるので、当該団体が事業主としてその納付義務を負う。団体のみが直接かつ最終的な納付義務者となるわけであるから、納付の督促、延滞金の賦課滞納処分等の保険料徴収に関する措置は、団体に対してのみ行うことができる。なお、当該団体が構成員等から保険料相当額をいかなる方法で徴収するかは、団体の内部問題である。

別添 労働者災害補償保険審議会の答申（略）

別添1 特別加入承認通知書（略）

別添2 特別加入不承認通知書（略）

別添3 特別加入脱退承認通知書（略）

別添4 特別加入脱退不承認通知書（略）

別添5 中小事業主等・一人親方等・海外派遣者特別加入承認取消通知書（略）

別表 特別加入団体が事務処理を行うことができる区域（略）

基 発 第 1 5 9 1 号
昭 和 4 0 年 1 2 月 6 日
改正 基 発 第 6 7 1 号
昭 和 5 0 年 1 1 月 1 4 日
改正 基 発 第 1 7 0 号
昭 和 5 2 年 3 月 2 8 日
改正 発 勞 徴 第 3 8 号
基 発 第 2 5 9 号
平 成 3 年 4 月 1 2 日
改正 基 発 2 3 3 号
平 成 1 3 年 3 月 3 0 日
改正 基 発 第 0 3 2 9 0 0 8 号
平 成 1 4 年 3 月 2 9 日
改正 基 発 0 2 0 8 第 1 号
平 成 3 0 年 2 月 8 日
改正 基 発 0 3 2 3 第 2 号
平 成 3 0 年 3 月 2 3 日
改正 基 発 0 3 0 9 第 1 号
令 和 3 年 3 月 9 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて

法第33条から第36条までの規定に基づく特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限は、下記により行うこととしたので、了知されたい。

記

第1 業務上外の認定について

特別加入制度の趣旨はその業務の実情、災害発生状況等に照らし実質的に労働基準法の適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し労災保険を適用しようとするものである。

したがって、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲は、あくまでも労働者の行う業務に準じた業務の範囲であり、特別加入者の行う全ての業務に対して保護を与える趣旨のものではない。

1 特別加入者については次の場合に限り業務遂行性を認めるものとする。

(1) 中小事業主等(法第33条第1号及び第2号該当者)

イ 特別加入申請書（告示様式第34号の7）別紙の業務の内容欄に記載された所定労働時間（休憩時間を含むものとする。以下同じ。）内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行為（当該行為が事業主の立場において行う事業主本来の業務を除く。）及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）を行う場合

（注1） 特別加入者が特別加入申請書に記載した労働者の所定労働時間内において業務行為を行っている場合は、労働者を伴っていたか否かにかかわらず、業務遂行性を認めるものである。

（注2） 中小事業主等の特別加入者が事業主の立場において行う事業主本来の業務、たとえば、法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員、構成員として出席する事業主団体の会議、得意先等の接待等（資金繰り等を目的とする宴会、親会社等のゴルフ接待等）に出席する行為は、労働者が行う業務に準じた業務ということとはできないので、業務遂行性は認めないものである。したがって、たとえば、中小事業主が商談、集金等のため外出し、途中で事業主団体等の会議に役員、構成員として出席する場合は、商談、集金等の業務行為が終了した時点で業務遂行性は失われるものである。

（注3） 「直接附帯する行為」の業務遂行性の具体的判断は、労働者の場合に準ずるものとする。

ロ 労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合

（注） 労働者の所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働を行っている時間の範囲において業務遂行性を認めるものである。

ハ イ又はロに接続して行われる業務（準備・後始末行為を含む。）を特別加入者のみで行う場合

ニ 上記イ、ロ及びハの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合
なお、この場合において日常生活の用に供する施設と事業用の施設とを区分することが困難なものについては、これを包括して事業場施設とみなすものとする。

ホ 当該事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）のために出張する場合

（注） 出張中の個々の行為の業務遂行性については、労働者に準じて判断するものである。たとえば、出張中の恣意的な行為、積極的な私的行為等については、業務遂行性は認められないこととなる。

ヘ 通勤途上であって次に掲げる場合

(イ) 事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中

(ロ) 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上

（注） (イ)については、特別加入者が当該事業場の労働者のために提供している通勤専用交通機関に同乗している場合をいい、事業主の送迎車による出退勤、又は事業主所有の自動車等を特別加入者が運転して出勤する場合は、これに該当しない。

(ロ)については、特別加入者が、台風、火災等に際し、自宅から就業場所へ建物の保全等のため緊急に赴く場合をいう。

ト 当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について、労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2) 一人親方等(法第33条第3号及び第4号該当者)

イ 建設業の一人親方等について

(イ) 請負契約に直接必要な行為を行う場合

(注) 請負契約締結行為、契約前の見積り、下見等の行為を行う場合

なお、自宅から直接下見現場等に赴く場合は、自宅から下見現場までの間については、通勤とみなされ業務遂行性は認められない。

(ロ) 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注) 建設業の一人親方については、請負契約に基づく工事について認められるものであるから、自宅の補修を行う場合は、業務遂行性は認められない。

「直接附帯する行為」については、中小事業主の場合に準じて判断するものとするが、作業中途において当該工事に必要な資材等を購入に行く行為等は必要行為に該当する。

(ハ) 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

(注) 建設業の一人親方について特別加入を認めているものであるから、自家内作業場において請負契約によらないで製造又は販売を目的として建具等を製造している場合については、業務遂行性は認められない。

(ニ) 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業(手工具類(鋸、鉋、刷毛、こて等)程度のものを携行して通勤する場合を除く。)及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注1) 請負工事に係る機械及び製品を自宅から工事現場まで運搬する場合は、業務遂行性は認められるが、自宅から工事現場に赴く途中において、資材等を購入する場合は、自宅から資材店までの間は一般的に通勤とみられ、業務遂行性は認められない。しかし資材店から工事現場までの間については、業務遂行性が認められる。

(注2) 「直接附帯する行為」とは、前記「中小事業主等」(1)イに掲げる行為をいうが、この場合は、荷の積卸作業、運行中の自動車等の故障・修理等が該当する。

(ホ) 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上

(注) 自宅から請負契約に係る工事現場へ赴くのは一般的に通勤であり、業務遂行性は認められないが、台風、火災等のため工事現場へ建物の保全等のため緊急に赴く場合は、業務遂行性を認めるものである。

ロ 個人タクシー営業者及び個人貨物運送事業者について

(イ) 免許を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業(運転補助作業を含む。)、貨物の積卸作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注) 特別加入者が営業免許を受けた事業の範囲内で、業務遂行性を認めるものであるから、家族等を一定場所まで送る行為、銀行等に融資を受けるために赴く行為については業務遂行性は認められない。

なお、白ダンプカー運転者については届出を行った事業の範囲内において業務遂行性を認めるものである。

(ロ) 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上

(注) 自宅と車庫が離れている場合において、台風、火災等のため車庫の保全のため車庫に緊急に赴く場合は、特に業務遂行性を認めるものである。

ハ 漁船による自営漁業者について

(イ) 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注) 漁船を用いて行う水産動植物の採捕の作業に限られるものであるから、漁船を用いずに行

う水産動植物の採捕の作業は、これに該当しないが、漁場において漁船から下船し、海苔等
を採取する行為は、該当する。

「これに直接必要な用船中の作業」とは、漁船の運航作業、漁船の修理作業等をいう。

「これに直接付帯する行為」とは、前記「中小事業主等」(1)イに掲げる行為をいうが、用船
中における行為に限られるものである。

(ロ) 最終の発地から漁船まで、又は漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合

(ハ) 突発事故による予定外の緊急の出勤途上

(注) 台風等のため自宅から漁船へ赴く場合及び漁船等を避難又は補強するための用船中の作
業を行う場合、特に業務遂行性を認めるものである。

ニ 再生資源取扱業者について

別途通達する(昭和55年3月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達((3)ロ(イ)において
「昭和55年通達」という。)の記の2(1)ニ参照)。

ホ 船員について

別途通達する(平成21年12月28日付け基発1228第6号通達の記の第9の2(1)参照)。

ヘ 柔道整復師について

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の2(5)参照)。

ト 創業支援等措置に基づく事業を行う者について

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の3(5)参照)。

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号該当者)

イ 特定農作業従事者について

(イ) 自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械(以下「動力機械」という。)を使
用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜(家きん及びみつばちを
含む。)若しくは蚕の飼育の作業(以下「耕作等作業」という。)及びこれに直接付帯する行為を行
う場合

なお、下記ロ(イ)のなお書き及び別紙は、特定農作業従事者たる自営農業者が委託を受けて行
う作業について準用する。

(注1) 「農作業場」には、特別加入の対象となる事業場(ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、堆
肥場・草刈り場・サイロ・むろ等の恒常的作業場等)のほか、他のほ場等を含み、主として
家庭生活に用いる場所を除く。また、ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、恒常的作業場及
び共同集荷施設(いわゆる野菜集送センター等)、市場等の出荷施設の相互間の合理的経路
を含む。以下同じ。

(注2) 「直接付帯する行為」としては、例えば、耕作等作業中又は耕作等作業の前後において行
う耕作等作業のための動力機械の点検・修理作業(日常行い得るものに限る。)、動力機械
や作物等の積卸作業、農産物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ集荷作業、動力機械を
ほ場相互間において運転若しくは運搬する作業、苗・農薬・堆肥等を共同育苗施設等とほ
場との間でトラック等で運搬する作業、農産物を市場等までトラック等で出荷する出荷作
業、当該出荷作業後に行われる販売作業が、原則として、該当する。一方、例えば、労働
者をほ場までマイクロ・バス等で送迎する作業、畜舎・農舎の建築作業等は、原則として、
「直接付帯する行為」に該当しない。

(㉒) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において、耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注) 40度以上の傾斜地において、水平面から2メートル以上の高さにある箇所における作業を行う場合を含む。

なお、高さが2メートル以上ある畜舎・農舎の屋根の補修作業又は雪下ろし作業は、当該補修作業等が他に委託するよりも農業を行う者が通常行うべきものであって農作業に密接不可分な場合に限り、業務遂行性を認める。

(㉓) 農作業場の酸素欠乏危険場所における耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注1) 「酸素欠乏危険場所」とは、労働安全衛生法施行令別表第6第7号に規定するサイロ、むろ等をいう。

(注2) 「直接付帯する行為」としては、例えば、家畜の飼育のための飼料の発酵・貯蔵又は土地の耕作のための堆肥の発酵・貯蔵が、原則として、これに該当する。

(㉔) 農作業場において農薬散布作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注) 「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する薬剤であつて、同法第2条第3項の規定により登録を受けたものをいう。

(㉕) 農作業場において牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注1) 牛・馬・豚に接触し又は接触するおそれのある作業に限り、牛・馬・豚のいない畜舎内の清掃等の作業は含まない。

(注2) 「直接付帯する行為」としては、例えば、家畜を一箇所に集めるため檻等に追い込む作業が、原則として、これに該当する。

ロ 指定農業機械作業従事者について

(イ) 自営農業者が、農作業場において指定農業機械を用いて行う作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

なお、この自営農業者が行う作業には、他人の農作業場において指定農業機械を用いて行う作業も含むものとするが、業務遂行性の迅速な認定に資するため、委託を受けて行う作業(共同作業、手間替しを除く。)については、事前に委託を受けた作業の内容を明らかにする書類を作成するよう指導するものとする。この指導は、別紙指導要領により実施すること。

(㉖) 当該機械を農作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業(苗、防除用薬、堆肥等を共同育苗施設等から農作業場へ運搬する作業を含む。)及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注1) (イ)の「他人の農作業場において指定農業機械を用いて行う作業」であつて、委託とされているものであつても、「委託者」の所有する機械又は「委託者」が第三者から借り受け(燃料等も委託者が調達し)た機械を「受託者」に使用させて作業を行わせるものである場合は、特別加入者としての業務遂行性を認める「委託を受けた作業」とは認められないこと。

(注2) (イ)及び(㉖)の「直接付帯する行為」は、指定農業機械に係る作業又は指定農業機械を用いて行う作業について、上記イ(イ)(注2)を準用する。この場合において、同(注2)中「動力機械」とあるのは「指定農業機械」と読み替えるものとする。

ハ 職場適応訓練生について

労働者の場合に準ずる。

ニ 事業主団体等委託訓練生について

別途通達する(平成元年3月23日付け労働省発労働第19号・基発第135号通達の記の第2の2(5)参照)。

ホ 家内労働者について

別途通達する(昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の5の(1)参照)。

ヘ 労働組合等常勤役員について

労働組合等の常勤役員が、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業(当該作業に必要な移動を含む。)を行う場合

(注1) 事業場とは、当該労働組合の組合員が属する企業の事業場に限らず、広く事業が行われている敷地内を指すものである。

(注2) 争議行為そのものが法律(労働関係調整法第36条、第38条、国营企業労働関係法(※特定独立行政法人労働関係法)第17条第1項、国家公務員法第98条第2項、地方公務員法第37条第1項等)により禁止されている場合、当該争議行為を指導する作業は「当該労働組合等の活動に係る作業」に該当しないが、労働関係調整法第26条第4項、第37条第1項のような手続規定に違反した争議行為の指導作業は、原則として、これに該当する。

ト 介護作業従事者及び家事支援従事者について

別途通達する(平成13年3月30日付け基発第233号通達の記の第2の2(5)及び平成30年2月8日付け基発0208第1号通達の記の第3の2(5)参照)。

チ 芸能関係作業従事者について

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の4(5)参照)。

リ アニメーション制作作業従事者について

別途通達する(令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の5(5)参照)。

(4) 海外派遣者(法第33条第6号及び第7号)

別途通達する(昭和52年3月30日付け労働省発労働第21号・基発第192号通達の記の10(6)参照)。

2 業務起因性の判断は、労働者の場合に準ずるものとする。

3 業務上外の判断についての留意点

疾病に係る業務上外の判断のために就業時間の把握を行う場合は、当該特別加入者が客観的に就業したことが明らかな時間を就業時間とすること。

第2 支給制限について

1 法第12条の2の2の規定による支給制限

法第33条各号に該当する者についての支給制限は、法第12条の2の2の規定により行うものとする。

(1) 第1項関係

本項の規定は、特別加入者の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故の発生について、特別加入者に意図した故意がある場合に適用すること。

(2) 第2項関係

本項の規定は、事故発生の直接の原因となった行為が、法令(労働基準法、鉱山保安法、道路交通法等)上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反し又は違反する行為に相当すると認

められる場合に適用し、支給制限の方法は、昭和40年7月31日付け基発第906号通達記の第1のⅡ及びⅢに準ずるものとする。

この場合において、法令上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものについての違反の有無を判断するに際しては、労働基準法及び鉱山保安法関係については、特別加入者を労働者とみなして判断するものとする。また、建設業の一人親方及びその事業に従事する者については、たとえば、労働安全衛生規則第112条〈※108条の2〉のように、使用者の遵守義務の履行が先行する条項については、使用者の遵守義務の履行はあったものとして判断すること。

2 法第12条の2の2と法第12条の4第1項が同時に適用される場合

法第12条の2の2と法第12条の4第1項が同時に適用される場合は、まず、法第12条の2の2の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について法第12条の4の規定を適用すること。

3 法第34条第1項第4号及び第35条第1項第7号の規定による支給制限

これらの規定の適用要件及び支給制限の方法については、上記2及び昭和47年9月30日付け基発第643号通達(記の4を除く。)に準じる。

4 支給制限に関する規定が重複して適用される場合

(1) 法第12条の2の2と、法第34条第1項第4号前段又は法第35条第1項第7号とが同時に適用される場合には、まず法第12条の2の2を適用し、その残余の部分について法第34条第1項第4号前段又は第35条第1項第7号を適用すること。

(2) 法第12条の2の2と法第34条第1項第4号後段とが同時に適用される場合には、同号後段のみを適用すること。

(3) 法第34条第1項第4号の前段と後段とが同時に適用される場合には、いずれか支給制限率の高い方の規定のみを適用すること。

(別紙)

委託関係の内容を明らかにする書類の作成について(指導要領)

(1) 農業機械銀行方式により委託を受けて農業機械作業を行う場合

農業機械銀行方式においては、一般に委託者が農業機械銀行に「農作業委託申込書」によって申込みこととなっており、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容が明らかになっているので、このような場合には、新たに書類を作成する必要はないこと。

(2) 上記以外の方式により委託を受けて農業機械作業を行う場合

イ 委託・受託者間において、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容を明らかにする契約書を事前に作成し、その写しを、受託者が構成員となっている特別加入の承認を受けた団体に届け出ることとする。

ロ 特別加入の承認を受けた団体が、農業機械銀行に準じて受託者の報告又は申し出を受けて、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容について事前に明確な記録を行っている場合は、前記イの契約書が委託者及び受託者の間で作成されたものとみなすこととする。

(3) 契約書及び記録の内容について

契約書及び記録の書式については、特に定めることとしないが、契約書及び記録には、おおむね次の事項に係る内容が記録されていけばよいものとする。

イ 委託者の氏名、受託者の氏名

ロ 委託期間

ハ 作業場所

ニ 作業内容

ホ 使用機械

なお、書式例を参考として添付する。

基 発 1228 第 4 号
平成21年12月28日
改正 基 発 0328 第 1 号
平成31年 3 月 28日
改正 基 発 0309 第 1 号
令和 3 年 3 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下「改正法」という。)の一部の施行により、船員保険制度について、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に相当する部分がそれぞれの制度に統合されることに伴い、現在、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条において適用除外とされている船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による船員保険の被保険者については、平成22年1月1日の改正法の施行後は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)が適用されることとなる。

これに伴い、船員保険から労災保険への円滑な制度移行を図るため、統合時における特別加入に係る事務処理を、今般、下記のとおり定めたので、遺漏なきようされたい。

なお、下記に示す取扱いは船員保険との統合に当たって特に留意すべき事項について示したものであり、下記に示す事項以外については従来どおり「労災保険特別加入関係事務の取扱い」(平成14年4月)によることとする。

記

1 本通達の趣旨

本通達は、今回の統合に伴い、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員について、特別加入の取扱い、統合時における特例及び周知・広報等について定めたものである。

2 特別加入者の範囲

(1) 中小事業主等

中小事業主等の判断については、昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」の記第1及び第2によることとなるため、平成22年1月1日以降に新たに「船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者(船員保険法(昭和14年法律第73号)第3条に規定する場合にあつては、同条に規定により船舶所有者とされる者)の事業」として適用を受ける事業主等についても、上記通達により判断を行うこと。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者

一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(以下「一人親方等」という。)については、船員法第1条に規定する船員が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者を対象とするこ

と。

3 中小事業主等の特別加入手続の特例

(1) 申請書の受理

中小事業主等の特別加入は、本来既に成立した労働者に係る保険関係が存在していることを前提としているものであるが、平成21年中に特別加入申請書が提出された場合には、保険関係が成立していない場合であってもこれを受理すること。

(2) 承認等の手続

平成21年中に受理した特別加入申請書(「加入を希望する日」が平成22年1月1日とされているものに限る。)であって、平成22年1月1日に労働者に係る保険関係が成立したものについては、同日を特別加入に係る都道府県労働局長の承認の日として取り扱うこと。

4 一人親方等の特別加入手続の特例

(1) 申請書の受理

平成21年中に一人親方等に係る特別加入申請書が、提出された場合には、これを受理し、平成22年1月1日以降に承認を行うこと。

(2) 承認等の手続

船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する一人親方等が特別加入をするためには、当該事業に関する特別加入団体の設置が必要となる。

また、特別加入の申請に際しては、特別加入団体と各特別加入希望者についての審査が必要となる。

特別加入団体の承認については、以下に定める外は昭和40年11月1日付け基発第1454号通達に定めるとおりとする。

ア 加入申請者たる団体は、一人親方等を構成員とする単一団体であることが必要であるが、制度移行時に限り、構成員の人数に関しては申請時は1名であっても、複数名の加入を排除していないと認められる場合、特別加入団体として承認を行って差し支えないこと。

イ 「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」については、船員法第1条に規定する船員が行う事業に関しては当該書類の作成及び提出の義務を免除すること。

ウ 特別加入団体の地区に関しては、新規の事業としての特別加入団体を設立しなければならない等の事情から、制度移行時に限り、当該団体の地区がその主たる事務所の所在地を中心として別表に定める区域を超えるものであっても承認を行って差し支えないが、原則、当該事務所の所在地のブロックを超えない範囲であることとする。

具体的なブロックの範囲については、別途示すこととしている。

なお、令和3年3月9日付け基発0309第1号通達の記の7で規定する要件を満たしている場合には、令和3年4月以降は別表に定める区域を超えて事務処理を行うことができることとする。

5 特別加入者の保険料

平成21年度の特別加入者の保険料における概算保険料の算定基礎額は、平成22年1月1日以降の加入日から平成22年3月31日までの加入月数に応じ、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)別表第4特別加入保険料算定基礎額表に基づき算定すること。

6 周知・広報等について

改正法施行後の船員保険(以下「新船員保険」という。)においては、労災保険から受ける給付が改正法

施行前の船員保険から受ける給付に満たない場合の差額相当分の上乗せ支給を行うこととしているが、当該上乗せ支給を受けるためには、労災保険からの給付を受けていることが必要とされているところである。

そのため、新船員保険からの上乗せ支給を受けるためには、特別加入する必要がある。

この点を踏まえ、本来、特別加入の加入は任意であるものの、できる限り特別加入者として労災保険を適用していく必要があることから、都道府県労働局においては、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員、労働保険事務組合等の関係団体等に対し、特別加入の制度の概要や加入手続について漏れのない周知を行うとともに、加入が強く推奨されることを説明し、特別加入の申請を強く勧奨すること。

別表 特別加入団体が事務処理を行うことができる区域 (略)